第4版

令和2年7月豪雨被災者支援のしおり

(令和3年6月1日現在)



目次

W	被害物	大況の証明に関すること ()	
	1	罹災証明書(住家)の発行 ※店舗兼住宅を含む・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	被災証明書(住家以外)の発行【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
\odot	生活等	等資金に関すること	
	3	災害弔慰金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	日本財団による弔慰金の支給【受付終了】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5	災害障害見舞金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6	被災者生活再建支援金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7	災害義援金の支給【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	8	災害援護資金の貸付【受付終了】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	9	母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
\odot	住まり	いに関すること	
	10	リバースモーゲージ利子助成(住まい再建支援策) 【追加】・・・・・・・・	14
	11	自宅再建利子助成(住まい再建支援策)【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	12	民間賃貸住宅入居助成(住まい再建支援策)【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	13	公営住宅入居助成(住まい再建支援策)【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	14	転居費用助成(住まい再建支援策)【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	15	みんなで始める球磨川流域 CO2 削減住宅補助金 【追加】・・・・・・・・2	25
	16	被災住宅の応急修理【受付終了】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	17	民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供【受付終了】・・・・・・・・	27
	18	被災家屋の解体【受付終了】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	19	災害廃棄物搬入許可証の発行【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	20	建設型応急住宅の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	21	住宅資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	22	災害復興住宅融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
\odot	免除な	が減免に関することの	
	23	市税等に関すること【受付終了】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	24	個人市県民税の減免【受付終了】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	25	固定資産税・都市計画税の減免【受付終了】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	26	国民健康保険税の減免【受付終了】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	27	後期高齢者医療保険料の減免【受付終了】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

	28	介護保険料の減免【受付終了】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	29	介護保険サービス利用料の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.36
	30	介護保険 特定福祉用具の再購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.38
	31	障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	32	水道料金及び下水道使用料の減免等【受付終了】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	33	国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除・還付・・・・・・・	.40
	34	後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除・還付・・・・・・・・	.43
	35	国民年金保険料の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	36	市税の納税の猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	37	各種証明書の交付手数料の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·46
\odot	子ども	らの養育・就学に関すること 🔘	
	38	就学援助について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.48
	39	児童扶養手当の特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	40	人吉市奨学金貸付金の返還の猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.50
	41	「国の教育ローン」の災害特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·51
0	なりれ	ついに関すること 〇)	
	42	被災した施設等の復旧支援(なりわい再建支援補助金)【追加】・・・・	.52
	43	農地等被災農業者の生活支援【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.53
	44	農地等自力復旧事業に対する補助【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.55
0	その化	也の再建支援 ひ	
	45	被災浄化槽の土砂などの撤去【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.56
	46	被災浄化槽の改築(修繕)に対する補助【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	47	浄化槽の設置に対する補助【追加】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.59
	48	宅地内堆積土砂等を自費で撤去された方への償還【追加】・・・・・・・・	
0	各種相		
	49	消費生活相談······	
	50	こころの健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.64
	51	被災者支援無料法律相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.65
	52	令和 2 年 7 月豪雨関連法律相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

| 1 罹災証明書(住家)の発行 ※店舗兼住宅を含む

税務課資産税係

令和2年7月豪雨に伴う、罹災証明書(住家)の申請受付及び発行を行います。

住家の、罹災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じた、罹災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「一部損壊」があります。また、調査の結果、「無被害」となることもあります。

なお、令和 2 年 7 月豪雨による、罹災証明書(住家)が必要な方で申請がお済でない方は、お早めに手続きをお願いします。

対象となる方

- 住家(店舗兼住宅を含む)に被害を受けられた方
 - ※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
 - ※住民票によらず、実際に住んでいれば申請は可能です。
- 区分所有建物(マンション)の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

《申請の流れ》

窓口で申請

 \downarrow

被害状況確認のための被害認定調査(1次調査)

 \downarrow

調査後、後日窓口で交付(又は、お申出により2次調査を実施)

- ※遠方への避難等で窓口へお越しいただけない方は、お問い合わせください。
- ※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊の、罹災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真(データ可)又は修理の見積書等を申請窓口に持参いただくと、窓口で写真等を確認の上、一部損壊の、罹災証明書を即日交付します。

■申請受付窓口・お問合せ先

税務課(西間別館2階 6番窓口)0966-22-2111(内線)1171・1172 ※受付時間は、申請手続きと発行手続きとで異なりますので、次項を参照ください。

■申請受付時間

午前9時~午後4時 月~金曜日(祝日除く)

■申請・発行窓口

税務課(西間別館2階 6番窓口)

■発行受付時間

午前9時~午後4時 ※指定の日時にお越しください。

■必要なもの

罹災証明書受取時には、以下の書類等が必要です。

- (1) 罹災証明申請書の写し
- (2) 身分証明書(運転免許証、保険証など)
- (3) 生活の本拠であったことが確認できる書類 (町内会長による居住証明、水道・電気等の料金明細等) ※住民票の所在と、罹災した住所が異なる場合に必要です。
- (4) 代理人による申請の場合は委任状、代理人の身分を証明するもの
- (5)管理規約及び総会の議事録等(区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等)※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの

2 被災証明書(住家以外)の発行



税務課資産税係 • 防災安全課防災安全係

令和2年7月豪雨に伴う、被災証明書の申請受付及び発行を行います。

被災証明書とは、自然災害により住家以外の家屋等に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、被災の事実を証明するものです。

なお、証明書の対象物や使用目的に応じて、申請方法や申請窓口、証明書の内容(被害判定の有無)が異なりますので、提出先に必要書類をご確認のうえ、申請手続きをお願いします。

被害判定が必要な場合

■対象…建物(アパート、店舗、倉庫、持ち家など)

■必要なもの

- (1) 身分証明書(運転免許証、保険証など)
- (2) 印鑑 ※建物の所有者または納税義務者の押印が必要です。

■申請受付窓口・お問合せ先

税務課(西間別館2階 6番窓口)0966-22-2111(内線)1171・1172

被害判定が不要な場合

■対象…家財道具・車両など

■必要なもの

- (1) 身分証明書(運転免許証、保険証など)
- (2) 印鑑
- (3) 対象物の被害状況が分かる写真(スマートフォン等での画像でも可)
 - ※提出先によっては、建物の場合でも被害判定がない証明書を使用できる場合があります。 例 なりわい再建補助金申請の一部
 - ※車両については、ナンバーが分かる写真や、レッカー移動などで現物がない場合は、車検証返納証明書や車両保険払込の通知書など、被災した事実が確認できるものをご準備ください。

■申請受付窓口・お問合せ先

防災安全課(カルチャーパレス2階 29番窓口)(内線)3371・3372

共通事項

■申請受付時間

午前9時~午後4時 月~金曜日(祝日除く)

■発行受付時間

午前9時~午後4時

※基本的には即日交付できますが、被害認定調査が済んでいないなどの理由から、後日お越しいただく場合もあります。

3 災害弔慰金の支給

被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨により亡くなった方(審査委員会において、災害関連死と認められ た方を含む)のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和2年7月豪雨により亡くなった方(関連死も含む)のご遺族

- 亡くなった方が受給者の生計維持者の場合 : 500 万円
- ・亡くなった方が受給者の生計維持者以外の場合 : 250 万円

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時~正午、午後1時~午後4時 月~金曜日(祝日を除く)

■必要なもの

- 死亡診断書(検案書)の写し
- 受領される方の身分証明書(運転免許証等)の写し
- ・受領される方名義の通帳の写し
- 印鑑(認印可)

※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係 0966-22-2111 (内線 6741 • 6744)

4 日本財団による弔慰金の支給

日本財団が、令和2年7月豪雨により亡くなった方のご遺族に対して、一人 あたり 10 万円の弔慰金を支給します。

※令和3年3月31日をもって、受付を終了しました。

5 災害障害見舞金の支給

被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨により心身に重度の障がいを受けた方(審査委員会において、災害 との関連性が認められた方を含む)に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

災害により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両眼が失明したもの
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神又は身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

上記の障がいを受けた方が 生計維持者 : 250 万円

生計維持者以外 : 125 万円

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時~正午、午後1時~午後4時 月~金曜日(祝日を除く)

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係 0966-22-2111(内線 6741・6744)

※対象となる障がいは、両眼の失明といった重度のものとなります。 まずは窓口又は電話にてお問い合わせください。

【6 被災者生活再建支援金の支給

被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨により住宅が全壊等の被害を受けられた世帯に生活再建の支援金を 支給します。

対象となる方

- ① 住宅が全壊の被害を受けられた世帯
- ② 住宅が大規模半壊の被害を受けられた世帯
- ③ 住宅が半壊(大規模半壊を含む)の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむをえない事由により、解体をした世帯(全壊扱いとなります。)
- ④ 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむをえない理由で解体をした世帯(全壊扱いとなります。)
- ⑤ 住宅が中規模半壊の被害を受けられた世帯(半壊世帯で次のいずれかの基準を満た す場合)
- (ア)被災した住家の内部を調査し、部位による判定を行った結果、損害割合 30%以上 40%未満の世帯
- (イ)浸水深判定を行った場合で、1階の過半の内壁・建具が再使用不可能な場合

申請期限

①基礎支援金:令和3年8月3日まで ②加算支援金:令和5年8月3日まで

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時~正午、午後1時~午後4時 月~金曜日(祝日を除く)

■支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (再建方法)		合計 (①+②)	
	◇梅₩₩	100万円	建設•購入	200万円	300万円	
	全壊世帯 解体世帯		補修	100万円	200万円	
	7+1+, C-10		賃借	50万円	150万円	
複数世帯	- 		建設•購入	200万円	250万円	
世帯	大規模半壊 世帯	50万円	補修	100万円	150万円	
113			賃借	50万円	100万円	
	中規模半壊世帯	なし	建設•購入	100万円	100万円	
			補修	50万円	50万円	
	C 113		賃借	25万円	25万円	
	全壊世帯 解体世帯		建設・購入	150万円	225万円	
			補修	75万円	150万円	
			賃借	37.5万円	112.5万円	
単	大規模半壊 世帯	3 / 5 hH	建設•購入	150万円	187.5万円	
単数世帯			補修	75万円	112.5万円	
			賃借	37.5万円	75万円	
	中規模半壊	規模半壊 世帯	建設•購入	75万円	75万円	
			補修	37.5万円	37.5万円	
	E Ih		賃借	18.75万円	18.75万円	

[※]加算支援金(賃借)は、公営住宅、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅への入居は、 対象となりません。

■必要なもの

区分		全壊・ 中規模半壊		解体世帯	
			大規模半壊	大規模半壊 ・半壊	敷地被害
	①罹災証明書の原本	0	0	0	0
基礎	②住民票の原本	0	0	0	0
	③被災世帯主の通帳写し	0	0	0	0
	④閉鎖事項証明書の原本			0	0
	⑤敷地被害を証する書類				0
加算	⑥契約書等の写し	0	0	0	0

- 一度、基礎支援金の「大規模半壊」で申請した後、申請期間内にやむを得ない事由で 解体した場合は解体世帯として基礎支援金の差額申請を行うことができます。
- 加算支援金を「賃借」で申請した後、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を 行う場合は差額の申請を行うことができます。

(「補修」で受給済の場合、「建設・購入」による再申請(差額申請)は原則できません。)

- 単身世帯の方が支給を受ける前(申請後の場合も含みます)に亡くなられた場合は、 支給されません(支援金の申請や支給の権利は相続の対象とはなりません。)。
- 住民票の住所と、罹災した住所が異なる場合は、罹災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類(水道・電気等の料金明細等)が必要です。
- 加算支援金の申請は、契約の形態等により追加書類が必要な場合があります。

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係 0966-22-2111 (内線 6741 • 6744)

7 災害義援金の支給



被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援 金を、人吉市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

対象となる方

令和2年7月豪雨により亡くなった方のご遺族(災害弔慰金の支給対象者の方)、令和 2年7月豪雨により1ヶ月以上の重傷を負った方又は住家に一定以上の被害を受けた方

■配分額<R3.4.1 現在>

	第1次	第2次	第3次	合 計	
死亡された方	60万円	60万円	変更なし	120万円	
重傷を負った方	6万円	6万円	変更なし	1 2万円	
住家の全壊	60万円	42万円	変更なし	102万円	
住家の大規模半壊	2050	0150	亦声なり	6 1 EM	
住家の半壊	30万円	21万円	変更なし	51万円	
住家の準半壊	6万円	_	変更なし	6 万円	
住家の一部損壊	בוניט		友史はし	ONE	

- ※ 今後、追加配分を決定した場合は、市ホームページや報道を通じてお知らせします。
- ※ すでにこの災害義援金の申請がお済みの方は、<u>追加配分に対する新たな申請は不</u> 要です。申請時に指定された口座に追加で振り込みます。

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時~正午、午後1時~午後4時 月~金曜日(祝日を除く)

■必要なもの

・令和2年7月豪雨義援金申請書※対象者の方には申請書を送付しております。

- 罹災証明書の写し
- ・通帳の写し又はキャッシュカードの写し ≪郵送でのご提出の場合≫

〒868-8601 人吉市下城本町 1578 番地 1 人吉市被災者支援対策課 義援金配分担当 宛

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係

0966-22-2111 (内線 6741・6744)

8 災害援護資金の貸付

福祉課福祉政策係

令和2年7月豪雨により世帯主が負傷した場合、住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

※令和2年10月30日をもって、受付を終了しました。

9 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

球磨地域振興局総務福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予 できる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ① 令和2年7月豪雨により住家の被災をされた方
- ② 療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
- ③ 失職して償還が困難な方

お手続き

■相談・申請窓口

球磨地域振興局総務福祉課 0966-22-1040

■必要なもの

償還の猶予を受けるには罹災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等 を添付のうえ、申請が必要です。

【10 リバースモーゲージ利子助成(住まい再建支援策) €追加

被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨の被災者で居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、 金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合に借入額に係る利子の一部を 助成します。

- ※1 他の住まいの再建支援策(転居費用助成を除く)との併給はできません。
- ※2 リバースモーゲージ型融資
- 家や土地を担保に融資を受け、返済は利子分のみ
- ・ 元金の返済方法は3 通り
 - ① 申込者が亡くなられたときに土地や建物を売却して返済
 - ② 申込者が亡くなられたときに相続人が元金を一括して返済
 - ③ 申込者が存命中に分割等で元金を返済

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で期限内に退去した方 (生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応 急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く)
- 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月、又は令和4年(2022年)7月4日のいずれ か早い日(再建先の住宅に入居した日が令和2年(2020年)12月11日以前の場合 は令和3年(2021年)6月10日)

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時~正午、午後1時~午後4時 月~金曜日(祝日を除く)

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票(再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの)
- (3) 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書及び返済予定表の写し
- (4) リバースモーゲージ利子助成事業補助金交付申請書
- (5) リバースモーゲージ利子助成事業完了実績報告書
- (6) 入居者一覧
- (7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し(解体世帯のみ)
- ※(4)~(6)の様式は、受付場所または熊本県ホームページで入手できます。

助成額

(1) 助成額 借入額のうち850万円まで

(850万円以上借入れの場合、850万円として助成額を算定します。)

借入額(限度額850万円)×利率(※)×20年分

- ※ 借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率(団体信用生命保険に加入 しない場合に適用される利率)で計算します。
- (2) 助成方法:上記により算定した額を交付決定後に一括交付します。
 - ※本事業は熊本県が実施主体となるため、熊本県から交付決定通知と同封される請求書を提出してください。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111 (内線 6733・6749)

11 自宅再建利子助成(住まい再建支援策)



被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨の被災者で居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、 金融機関等から融資を受けた場合に借入額に係る利子の一部を助成します。

※ 他の住まいの再建支援策(転居費用助成を除く)との併給はできません。

対象となる方

次の(1)(2)を満たす方が再建先へ入居した場合に対象となります。

- (1) 次のいずれかに該当する方で再建した住宅に入居した日の属する年の前年の収入(所得)が世帯収入要件を満たす方
 - 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で期限内に退去した方 (生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応 急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く)
 - 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
 - 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
 - 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方
- (2) 住宅を再建するために自ら又は2 親等以内の親族が金融機関等から融資を受けた方 ※支給前に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

≪収入要件≫

- 1 世帯収入(所得)
- (1)給与収入のみの場合:世帯全員の収入の合計額が500万円以内
- (2)給与収入以外の収入がある場合:世帯全員の所得の合計額が350万円以内

2 世帯の中に23歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入(所得)

扶養親族数	(1)世帯全員の収入が給与 収入のみの場合	(2)世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合	
1人の場合	世帯全員の収入の合計額が	世帯全員の所得の合計額が	
「八の場口	550万円以内	390万円以内	
2人の場合	世帯全員の収入の合計額が	世帯全員の所得の合計額が	
乙八の場口	600万円以内	430万円以内	
3人以上の場合	世帯全員の収入の合計額が	世帯全員の所得の合計額が	
3八以上の場口	700万円以内	510万円以内	

- 3 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合は、その世帯の所得を次のとおり控除する。
- (1)満60歳以上の者がいる場合:1人につき10万円
- (2) 障がい者: 1人につき27万円
- (3)特別障がい者:1人につき40万円

なお、この場合は、世帯収入(所得)要件を世帯収入が給与収入のみの場合も給与収入 以外の収入がある場合として算定します。

助成額

- (1) 助成額 借入額(限度額 850 万円) と利率と実際の借入期間に基づき算定した利子額(元利均等返済の利子計算方法により算定)
- ※住宅金融支援機構以外の金融機関から融資を受けた場合、借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率(団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率)と 実際の借入契約の利率のいずれか低い利率を適用します。
- (2) 助成方法:上記により算定した額を交付決定後に一括交付します。
- ※本事業は熊本県が実施主体となるため、熊本県から交付決定通知と同封される請求書を 提出してください。

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月、又は令和4年(2022年)7月4日のいずれか早い日(再建先の住宅に入居した日が令和2年(2020年)12月11日以前の場合は令和3年(2021年)6月10日)

お手続き

■受付場所 カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時~正午、午後1時~午後4時 月~金曜日(祝日を除く)

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票(再建した住宅に入居する全員の続柄記載のもの)
- (3) 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年(前年の課税所得証明書が取得できない場合は、前々年)の課税所得証明書(世帯全員のもの)
- (4) 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書及び返済予定表の写し
- (5) 自宅再建利子助成事業補助金交付申請書
- (6) 自宅再建利子助成事業完了実績報告書

- (7) 入居者一覧
- (8) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し(解体世帯のみ)
- ※1 その他 収入要件の緩和に係る書類や図面等が必要な場合があります。
- ※2 (5)~(7)の様式は、受付場所または熊本県ホームページで入手できます。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111 (内線 6733・6749)

12 民間賃貸住宅入居助成(住まい再建支援策)



被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、再建先として熊本県内の賃貸住宅に入居した場合に契約に伴う初期費用を定額で助成します。

- ※1 他の住まいの再建支援策(転居費用助成を除く)との併給はできません。
- ※2 「民間賃貸住宅」には、公営住宅や社宅・官舎・寮などの給与住宅は含まれません。
- ※3 みなし仮設住宅として入居していた住宅をそのまま再建先として新たな契約(二者契約)を結ばれた場合も対象となります。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で期限内に退去した方 (生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応 急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く)
- 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月(再建先の住宅に入居した日が令和2年(2020年)12月22日以前の場合は令和3年(2021年)6月21日)

お手続き

■受付場所 カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時~正午、午後1時~午後4時 月~金曜日(祝日を除く)

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票(再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの)
- (3) 民間賃貸住宅入居助成金交付申請書
- (4) 令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委任状
- (5) 入居した民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

- (6) 振込先口座の分かるもの
- (7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し(解体世帯のみ)
- ※(3)、(4)の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。 (押印箇所があります)

助成額

- 1世帯あたり20万円(定額)
- ※1 罹災証明書上の世帯が対象となります。1世帯につき1回限りとなります。
- ※2 複数の世帯が同一の民間賃貸住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111 (内線 6733・6749)

| 13 公営住宅入居助成(住まい再建支援策)



被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、再建先として熊本県内の公営住宅に入居する場合に必要となる費用の負担軽減のため定額で助成します。

- ※1 他の住まいの再建支援策(転居費用助成を除く)との併給はできません。
- ※2 避難先として入居していた公営住宅をそのまま再建先とした場合も対象となります。

対象となる方

次のいずれかに該当する方で被災者生活再建支援金の加算支援金を受給していない方

- 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で期限内に退去した方 (生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応 急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く)
- 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月(再建先の住宅に入居した日が令和2年(2020年)12月22日以前の場合は令和3年(2021年)6月21日)

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時~正午、午後1時~午後4時 月~金曜日(祝日を除く)

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票(再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの)
- (3) 公営住宅入居助成金交付申請書
- (4) 令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委仟状
- (5) 公営住宅の入居決定が確認できる書類(決定通知書や許可書など)の写し
- (6) 振込先口座の分かるもの
- (7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し(解体世帯のみ)

※(3)、(4)の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。 (押印箇所があります)

助成額

助成額 1世帯あたり10万円(定額)

- ※1 罹災証明書上の世帯が対象となります。1世帯につき1回限りとなります。
- ※2 複数の世帯が同一の公営住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111 (内線 6733・6749)

14 転居費用助成(住まい再建支援策)



被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、熊本県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅若しくは公営住宅等の再建先への転居に要する費用を定額で助成します。

- ※1 本助成における「転居」とは
 - 仮設住宅やみなし仮設から新たな住まい(再建先)に居所を移した場合
 - 罹災住所から直接再建先に居所を移した場合
 - 罹災住所から親戚宅など応急的な住まいに居住した後、新たな住まい(再建先) に居所を移した場合
- ※2 仮設住宅やみなし仮設への転居は対象となりません。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で期限内に退去した方 (生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応 急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く)
- 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月(再建先の住宅に入居した日が令和2年(2020年)12月22日以前の場合は令和3年(2021年)6月21日)

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時~正午、午後1時~午後4時 月~金曜日(祝日を除く)

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票(再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの)
- (3) 転居費用助成金交付申請書

- (4) 令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委任状
- (5) 再建先の入居に関する契約書等の写し(建築・補修請負契約書、賃貸借契約書)
- (6) 振込先口座の分かるもの
- (7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し(解体世帯のみ)
- (8) 転居があったことを証する書類(被災住所又は避難先住所が再建先住所と同じ場合)
- ※(3)、(4)の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。 (押印箇所があります)

助成額

- 1 助成額 1世帯あたり10万円(定額)
 - ※ 罹災証明書上の世帯が対象となります。1世帯につき1回限りとなります。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111 (内線 6733・6749)

15 みんなで始める球磨川流域CO2削減住宅補助金



態本県環境立県推進課

県では、エコ住宅を推進するため、球磨川流域地域における住宅の新築やリフォームに対して、最大30万円を助成します。

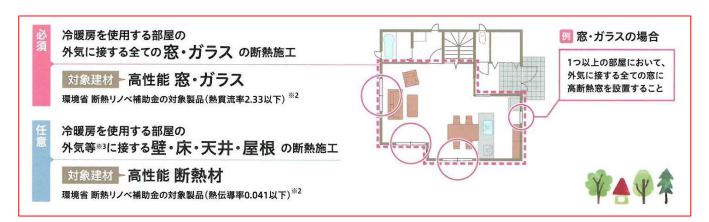
対象となる方

球磨川流域地域(※)で住宅の新築やリフォームをする方

- ※人吉市・球磨郡を含む13市町村(八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村)
- ※被災された方を含め、対象市町村の全ての方が利用できます。

対象工事

- ・高性能建材(窓・ガラス、断熱材)を用いた住宅の新築・リフォーム
- 一部屋以上の工事が必須です(部屋数の上限はありません)
- ・新築の場合は平成28年省エネ基準(建築物省エネ法)に適合する必要があります
- ・補助対象となる窓・ガラス・断熱材の工事に着工済の場合は助成対象外となります



助成額

対象建材費の3分の1(上限30万円)

申請期限

令和4年(2022年)1月31日(月)

お手続き

■申請窓口

一般財団法人熊本県建築住宅センター(096-385-0771)

■申請に必要なもの

- (1) 交付申請
 - 交付申請書
 - 付近見取図
 - 工事計画書
 - 工事箇所ごとの工事着手前の写真(リフォームの場合のみ)
 - 省エネ基準適合に関する説明書類の写し、または同基準に適合することが確認できる書類の写し(新築の場合のみ)
 - 補助事業に要する経費も内訳書(長屋建住宅または共同住宅等の場合のみ)

(2) 実績報告

- 実績報告書
- · 出荷 · 施工証明書
- ・工事内容が確認できる図面、仕様書など
- 工事請負契約書または工事注文請書等の写し
- ・領収書、金融機関振込依頼書等の写し
- 工事箇所ごとの工事完了後の写真
- ・隠蔽部分の工事内容が確認できる工事中の写真
- ・設置した窓・ガラス、断熱材のカタログの写し
- 省エネ基準適合証明書、または同等の内容が証明されているものの写し(新築の場合のみ)
- 補助事業に要した経費の内訳書(長屋建住宅または共同住宅等の場合のみ)
- ※詳しくは、県ホームページでご確認ください。

■お問合せ先

熊本県環境生活部環境局環境立県推進課 096-333-2264

16 被災住宅の応急修理

被災者支援対策課住まい対策係

災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、申込者が選定した業者に市が依頼し、 一定の範囲内で応急的に修理します。

※令和2年12月28日をもって、受付を終了しました。

17 民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供

都市計画課災害住宅支援室

令和2年7月豪雨により、住家が全壊又は大規模半壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、みなし応急仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本県が借上げます。

※令和2年12月15日をもって、受付を終了しました。

18 被災家屋の解体

環境課災害廃棄物対策室

■自費解体制度

令和2年7月豪雨災害により損壊した被災家屋等について、既に所有者ご自身で解体と撤去を解体業者に依頼し、済まされた方を対象に、解体と撤去に要した費用を補助する制度です。

■公費解体制度

令和2年7月豪雨災害により損壊した被災家屋等について、所有者の申請に基づき、本市が所有者に代わって、災害廃棄物として解体と撤去をする制度です。

自費解体制度・・・令和2年12月28日をもって、受付を終了しました。 公費解体制度・・・令和3年3月31日をもって、受付を終了しました。

▲19 災害廃棄物搬入許可証の発行



環境課災害廃棄物対策室

令和2年7月豪雨に伴い発生した災害ごみを、災害廃棄物仮置場(人吉中核工業用地) へ搬入する際に必要な、搬入許可証を発行します。

■開場時間

午前9時30分~正午、午後1時~午後4時 月~土曜日(祝日除く)

■搬入に必要なもの

搬入許可証

対象となる方

令和2年7月豪雨により住宅、家財等を被災された方

搬入する際の注意点

- ■搬入する際は、分別ルールに従って分別してください。
- ■生ごみ、家庭ごみ(被災していないごみ)は搬入できません。
- ■リフォーム・新築・増改築された際に発生した廃棄物は、搬入できません。通常の工事で発生した廃棄物と同じ手続きで処分してください。

■分別ルール

- (1) コンクリートがら
- (2) コンクリート二次製品(セメント瓦含む)
- (3) アスファルトがら
- (4) 自然石•庭石
- (5)木くず(柱・梁) ※石膏ボード等は外してください。
- (6) 木くず(牛木・木製家具類) ※家具類は中身を出してください。
- (7) 畳・むしろ
- (8) 土壁 泥壁
- (9) 石膏ボード
- (10) スレート
- (11) サイディング
- (12)ケイ酸カルシウム板
- (13) コロニアルくず
- (14) 石綿含有廃棄物
- (15) 木毛セメント板
- (16) 断熱材(保温くず)
- (17) 瓦(焼き瓦) ※セメント瓦除く

(9)~(16)については、品目ごとにフレコンバッグに入れてマジックで内容物を記載すること。

※フレコンバッグがない場合、品目ごとに土のう袋に入れて、マジックで内容物を記載すること。

- (18) ガラス・陶磁器
- (19) レンガ・タイル
- (20) 金属くず
- (21) リサイクル家電5品目(洗濯機・冷蔵庫・テレビ・エアコン・衣類乾燥機)
- (22) その他家電 (パソコン・電子レンジなど)
- (23) ソファー・ベッドマット
- (24) 可燃物・布団・カーテン・衣類・紙くず・プラ製家具類・塩ビパイプ等
- (25) 処理困難物(蛍光管・電池・バッテリー・石油ストーブ・ソーラーパネル・廃 タイヤ・ガスボンベ・カセットボンベ等
- (26)解体残さ(土砂混じりがれき)

お手続き

■受付窓口

環境課(スポーツパレス横プレハブ 2階)

■受付時間

午前8時30分~午後5時15分 月~金曜日(祝日除く)

■申請に必要なもの

- (1)罹災(被災)証明書のコピー
- (2) 印かん
- (3) 搬入に使用する車両のナンバー(搬入許可証に記載します)
- (3) 申請書(窓口に備え付けてあります)
- (4) 委仟状(必要な方のみ)

■お問合せ先

環境課 0966-22-2111 (内線) 2711・2712 月~金曜日(祝日除く)

【20 建設型応急住宅の提供

被災者支援対策課住まい対策係

建設型応急住宅は、令和2年7月豪雨により住居に被害を受けた被災者の方で、自らの 資力では住宅を確保することができない方に対して、災害救助法に基づき簡易な住宅を仮 設し、一時的に居住の安定を図ることを目的として設置した住宅です。

また、この住宅は、熊本県が設置し、人吉市が管理しています。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方(世帯)が対象

- (1) 令和2年7月豪雨における災害時に人吉市に住所を有する方
- (2) 次の要件のいずれかを満たす方
- ①住居の全壊、全焼又は流出により居住する住居がない方
- ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市長が認める方
- ③「大規模半壊」又は「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- (3) 自らの資力で住居を確保することができないこと
- (4) 災害救助法に基づく応急修理制度、障害物の除去制度を利用していないこと
- (5) 熊本県被災者向け賃貸型応急住宅制度を利用していないこと
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと

入居期間

最長2年間

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時~正午、午後1時~午後4時 月~金曜日(祝日除く)

■申請に必要なもの

- (1) 建設型応急住宅入居申請書
- (2)罹災証明書(住家)※写し可

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111 (内線 6733・6748)

21 住宅資金の貸付

球磨地域振興局総務福祉課

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増 築しようとする場合に貸付ができる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦

貸付限度額

150万円

※ただし、申請書類に罹災証明書等の添付があれば、200万円までの貸付ができる場合 があります。

■相談・申請窓口 球磨地域振興局総務福祉課 0966-22-1040

住宅金融支援機構

被災された方(「罹災証明」を交付されている方)が、ご自分が居住するために住宅を建設、購入、補修する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

【融資の申込みに必要となる罹災証明書】

建設•購入	住宅が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」した旨の「罹災証明書」
補修	住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」

- ☆建設・購入の融資を利用する場合、罹災証明書の『被害の程度』欄が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅が修理不能等であることが条件となります。 ☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。
- ☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度(親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例制度)があります。(詳しくは次ページを参照してください)
- ■受付期間 原則罹災日から2年
- ■問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター (災害専用ダイヤル) 0120-086-353(通話料無料)

【災害復興住宅融資の概要(令和3年4月1日現在)】

	建設	土地を取得する場合 :3,700万円			
		土地を取得しない場合 :2,700万円			
融資限度額 ^{※1}	購入	3, 700万円			
	補修	1, 200万円			
融資金利 ^{※2} (全期間固定金利)	申込時点の金利を適用				
返済期間	建設·購入	35年以内(1年以上1年単位) ^{※3}			
[返済知间	補修	20年以内(1年以上1年単位) ^{※3}			
※1: 所要額(建設費等)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※2: 融資金利は原則として毎月改定します。最新の融資金利及び新機構団信の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。 ※3: 完済時の年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢)の上限は80歳です。					

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

≪参考資料:高齢者の方が利用できる融資制度(災害復興住宅融資)≫

【制度概要】

(1)親子リレー返済

申込本人の子、孫等(直系卑属)で、定期的収入のある方を後継者(連帯債務者)にすることによって、後継者の申込時の年齢をもとに返済期間の設定ができ、最長35年の返済期間でお借入れが可能な場合があります。

※年齢による最長返済期間:(80歳-「後継者」の申込時の年齢(1歳未満は切上げ))

(2) 親孝行ローン

今回の災害により居住していた住宅に被害が生じ、「罹災証明書」の交付を受けた親(満60歳以上の 父母・祖父母等)が居住するため、子が住宅を建設、購入、補修するための費用に対する融資制度です。 親孝行ローンをご利用いただいた場合、子(申込本人)は債務者となりますが、融資住宅に居住する必 要はありません。また、申込本人(子)は持分を必ず持っていただきますが、持分割合に制限はありません。なお、融資住宅の建設(購入)場所は制限がありません。

(3) 高齢者向け新型住宅ローン

申込者が満60歳以上の場合に利用できる制度です。毎月の支払は利息のみで、借入金の元金は、申込人全員の死亡時に相続人が自己資金等で一括返済するか、担保提供された融資住宅と敷地を売却することによってご返済いただきます。機構は、融資住宅と敷地の売却代金によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。なお、この制度は、通常の災害復興住宅融資と比べて金利水準が高く、担保評価による融資額の上限があるなど、この制度特有の取扱いがあります。

<借入金額1,000万円、融資金利年2.03%で試算した場合の支払額の例>

	毎月の支払額	1年間の支払額
高齢者向け返済特例制度	16,916円	202, 992円

- ※1 令和2年10月1日現在の金利(原則として毎月改定します)。
- ※2 毎月の支払額=借入希望額×融資金利÷12(1円未満切捨て)

(4)その他(収入合算の利用)

「収入合算」とは、申込本人の年収に加えて、連帯債務者の年収を合算した上で、総返済負担率を計算する制度です。同居しない連帯債務者の年収を合算できる場合があり、また、複数名の収入合算もできます。年金収入のみでは総返済負担率から工事費全額の融資を受けることが困難な場合でも、収入合算を行うことで、全額融資が可能となる場合があります。

23 市税等に関すること

税務課諸税係、資産税係

令和2年7月豪雨災害により被害を受けられた方には、市税等の減免が受けられ場合が あります。

お問い合わせ 市民部税務課 諸税係 電話番号 0966-22-2111 (内線 1175)

> 市民部税務課 資産税係 電話番号 0966-22-2111 (内線 1172)

24 個人市県民税の減免

税務課諸税係

令和2年7月豪雨により被害を受けた方は、被害の程度に応じて個人市県民税の 減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

※令和3年3月31日をもって、受付を終了しました

25 固定資産税・都市計画税の減免

税務課資産税係

令和2年7月豪雨災害により被害を受けて公費解体等を申請されている方は、令和 3年の固定資産税及び都市計画税が減免になります。該当する方には申請書を送付しま すので、手続きをお願いします。

税務課諸税係

令和2年7月豪雨により被害を受けた方は、被害状況に応じて令和3年度分の国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。申請方法については市ホームページ及び令和3年度納税通知書に同封のお知らせをご確認ください。

※<u>令和2年度分の申請をされた方は、令和3年度も引き続き減免を行いますので、再度</u>申請する必要はありません。

■27 後期高齢者医療保険料の減免

税務課諸税係

令和2年7月豪雨により被害を受けた方は、被害状況に応じて令和3年度分の後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。申請方法については市ホームページ及び令和3年度納税通知書に同封のお知らせをご確認ください。

※<u>令和2年度分の申請をされた方は、令和3年度分の申請書を送付しますので、手続</u>きをお願いします。

28 介護保険料の減免

税務課諸税係

令和2年7月豪雨により被害を受けた方は、被害状況に応じて令和3年度分の介護保険料の減免を受けられる場合があります。申請方法については市ホームページ及び令和3年度納税通知書に同封のお知らせをご確認ください。

※<u>令和2年度分の申請をされた方は、令和3年度も引き続き減免を行いますので、再度</u>申請する必要はありません。

29 介護保険サービス利用料の免除

高齢者支援課介護保険係

被災された方で、介護保険サービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担 の免除を行います。(令和3年6月利用分まで)

対象となる方

- ① 住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

お手続き

介護保険のサービス利用時に、「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」(以下、減免認定証)を窓口で提示してください。

・入所時の食費・居住費等は免除されません。

介護保険利用者負担額減額・免除認定証の申請

令和3年1月以降は、「減免認定証」(ねずみ色)の提示が必要となります。 「減免認定証」の交付を受けるには、被保険者の印鑑、申請者の印鑑をお持ちのう え、次の必要書類を添えて市役所窓口へ申請が必要です。

■必要書類

要件	必要書類		
住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ず る被災をした場合	罹災証明書		
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、警察の発行する死体検案書		
主たる生計維持者が1か月以上の治療を要する重 篤な傷病を負った場合	医師の診断書		
主たる生計維持者が行方不明である場合	警察署に提出した行方不明届の写しなど		
主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合 ※現在、業務を再開している場合は対象となりません。	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能 なもの(税務署に提出する廃業届など)		
主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合	雇用保険の受給資格者証、事業主による証明書		

■申請窓口

高齢者支援課介護保険係

■受付開始日及び受付期間 申請受付中です。

■お問合せ先

高齢者支援課介護保険係 O966-22-2111 (内線) 1237

30 介護保険 特定福祉用具の再購入

高齢者支援課介護保険係

令和2年7月豪雨による水害などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入費 については、福祉用具購入費支給の対象となります。

対象となる方

今回の災害により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方。

対象の福祉用具

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具部分
- ※ 支給対象となる特定福祉用具の購入費用の上限は、同一年度で10万円です。

お手続き

■必要なもの

- 申請書
- 領収書(原則 原本)
- 領収の内訳が分かる書類(請求書等)
- 購入する物のカタログ
- ・破損状況が分かる写真等
- ※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

○担当のケアマネジャーに相談してください。

■お問合せ先

高齡支援課介護保険係 0966-22-2111 (内線) 1239

31 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除

福祉課障がい者支援係

被災された方で、障がい福祉関係のサービスについて利用者負担のある方に対し、利 用者負担の免除を行います。

対象となる方

- ① 住家が全半壊、全半焼、準半壊の被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象となるサービス

- ・障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付) • 障害児通所支援
- 療養介護医療 自立支援医療(更生医療 育成医療)
- 補装具
- 日常生活用具給付日中一時支援移動支援

免除期間

令和2年7月から令和3年6月サービス利用分

※なお、療養介護医療、白立支援医療(更生医療・育成医療)等の医療費について は、免除期間を令和2年7月から令和3年3月利用分までとします。

申請期限

令和3年9月30日

お手続き

■申請について

該当される方は、以下の書類を用意され、福祉課障がい者支援係の窓口で申請手続き をお願いします。

■申請に必要なもの

- 〇障害福祉サービス等利用者負担額免除申請書 ※福祉課窓口にあります。
- ○罹災証明書の写し ※①の理由の場合必要です。
 - ※②から⑤の理由の場合は、それぞれ必要な書類が異なりますので下記問合せ先まで ご連絡下さい。

■申請窓口・お問合せ先

福祉課障がい者支援係 0966-22-2111 内線 1143・1144

32 水道料金及び下水道使用料の減免等

水道局上水道課 • 下水道課

被災された方の令和2年8月請求分から11月請求分の水道料金及び下水道使用料を 減免します。

※令和3年3月31日をもって、減免申請の受付を終了しました

33 国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除・還付

保険年金課国保年金係

令和2年7月豪雨により被災された国民健康保険の被保険者(加入者)が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除されます。受診の際に医療機関窓口へ、「一部負担金免除証明書」を提示する必要があります。

免除期間

令和2年7月4日の発災日以後から令和3年6月末までの受診分 ※令和3年6月末まで延長となりました。

対象となる方

- 住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- 主たる生計維持者が行方不明である方
- 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し現在収入がない方
- ※市外へ転出された場合は、免除が受けられなくなる可能性があります。

お手続き

■申請窓□

保険年金課国保年金係(西間別館1階 2番窓口)

一部負担金等免除証明書の申請

一部負担金等免除証明書の交付を受けるには、世帯主の印鑑、保険証をお持ちの うえ、必要書類を添えて市役所窓口へ申請が必要です。

■必要書類

要件	必要書類			
住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ず る被災をした場合	罹災証明書			
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、 警察の発行する死体検案書			
主たる生計維持者が1か月以上の治療を要する重 篤な傷病を負った場合	医師の診断書			
主たる生計維持者が行方不明である場合	警察署に提出した行方不明届の写しなど			
主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合 ※現在、業務を再開している場合は対象となりません。	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能 なもの(税務署に提出する廃業届など)			
主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合	雇用保険の受給資格者証、事業主による証明書			

問合せ先

保険年金課国保年金係 0966-22-2111 (内線 1221)

●すでに支払った医療費の一部負担金(窓口負担)の還付●

令和2年7月豪雨により被災し、国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除の対象となった国民健康保険の被保険者(加入者)の方が、医療機関を受診しすでに 医療費の一部負担金(窓口負担)を支払った場合は、還付を受けることができます。

対象となる方

令和2年7月豪雨により被災し、国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除の対象となった国民健康保険の被保険者(加入者)の方

対象となる医療費

令和2年7月4日~12月31日の受診分で、既に支払われた一部負担金 ※還付の対象とならないもの

- ・ 入院時の食事代
- ・入院時の部屋代(差額ベッド代)
- その他保険診療外の費用
- ・柔道整復師の施術など
- 一部負担金免除証明書の交付を受けた後に支払ったもの

お手続き

■申請窓口

保険年金課国保年金係(西間別館1階 2番窓口)

- ※申請期限は、医療機関に支払った日の翌日から2年となっています。
- ※医療機関に支払った直後であれば、医療機関から払戻しできる場合があります。(払 戻しがあった場合は人吉市に還付請求をすることができません)

■必要なもの

世帯主の印鑑、預金通帳、対象者の保険証、一部負担金の額がわかる領収書

このほか、要件に応じて、次の書類

要件	必要書類	
住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ず る被災をした場合	罹災証明書	
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、 警察の発行する死体検案書	
主たる生計維持者が1か月以上の治療を要する重 篤な傷病を負った場合	医師の診断書	
主たる生計維持者が行方不明である場合	警察署に提出した行方不明届の写しなど	
主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合 ※現在、業務を再開している場合は対象となりません。	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能 なもの (税務署に提出する廃業届など)	
主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合	雇用保険の受給資格者証、事業主による証明書	

- ※ 世帯主以外の方の口座を希望される場合は、委任欄への記入が必要です。世帯主の印鑑 のほか、代理人の印鑑、預金通帳が必要となります。
- ※ 申請から還付まで、2か月以上の期間がかかることがありますので、御了承ください。

34 後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除・還付

保険年金課後期高齢者医療係

令和2年7月豪雨により被災された後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)の方が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除されます。受診の際に医療機関窓口へ、「一部負担金免除証明書」を提示する必要があります。

免除期間

・令和2年7月4日の発災日以後から令和3年6月末までの受診分 ※令和3年6月末まで延長となりました。

対象となる方

- 住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が行方不明である方
- 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した方
- 主たる生計維持者が失職して現在収入がない方

※市外へ転出された場合は、免除が受けられなくなる可能性があります。

一部負担金免除証明書の申請

■申請窓口

保険年金課後期高齢者医療係 (西間別館1階 3番窓口) (受付時間:平日 午前8時30分~午後5時15分)

■必要なもの

- 令和2年7月豪雨に係る後期高齢者医療一部負担金免除申請書(窓口にあります。市ホームページにも掲載。)
- ・被災したことを証明する書類(罹災証明書等、下記※をご覧ください。)
- 後期高齢者医療被保険者証
- 代理人申請の場合、代理人の本人確認書類

※被災したことを証明する書類

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方 罹災証明書
- 主たる生計維持者が死亡した場合死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病(※)を負った方の場合 医師の診断書※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合 警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出 する廃業届、異動届の控え等)
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合 雇用保険の受給資格証、事業主等による証明
- ※被災したことを証明する書類は、全てコピー(写し)を提出してください。

問合せ先

保険年金課後期高齢者医療係 0966-22-2111 (内線 1225)

●すでに支払った後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の還付●

令和2年7月豪雨により被災し、後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除の対象となった後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)の方が、医療機関を受診しすでに医療費の一部負担金(窓口負担)を支払った場合は、還付を受けることが出来ます。

対象となる方

令和2年7月豪雨により被災し、後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除の対象となった後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)の方

対象となる医療費

令和2年7月4日以降の受診分で、既に支払われた一部負担金 ※還付の対象とならないもの

- ・ 入院時の食事代
- 入院時の部屋代(差額ベッド代)
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院等の施術費用

• その他保険診療外の費用

お手続き

■申請窓口

保険年金課後期高齢者医療係

※ 医療機関に支払った直後であれば、医療機関から払戻しできる場合があります。 (払戻しがあった場合は後期高齢者医療広域連合に還付請求をすることができません。)

■受付時間

平日 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分

■必要なもの

預金通帳、保険証、一部負担金の額がわかる領収書、免除証明書又は罹災証明 書、代理人申請の場合は代理人の本人確認書類

35 国民年金保険料の免除

保険年金課国保年金係

国民年金第1号被保険者で、令和2年7月豪雨により被災された方について、年金保 険料納付が免除となる場合があります。

対象となる方

国民年金第 1 号被保険者で被災により住家・家財などに2分の1以上の損失があった国 民年金保険料の納付が困難な方。

- ※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。
- ※罹災証明書(コピー可)もお持ちいただければ参考にさせていただきます。

お手続き

■申請窓口

保険年金課国保年金係(西間別館1階 2番窓口)

■必要なもの

• 年金手帳

■お問合せ先

保険年金課国保年金係 O966-22-2111 (内線 1221)

納税課納税係

令和2年7月豪雨による被害の状況により、市税の納税を猶予(分割納付)できる 場合があります。

対象となる方

令和2年7月豪雨により被害にあった方

お手続き

■申請窓口・お問合せ先

納税課納税係

0966-22-2111(内線1164)

必要なもの

- ・罹災証明書または被災証明書
- 印鑑

37 各種証明書の交付手数料の免除

市民課税務課納税課

罹災証明書の交付を受けられた方は、手数料条例に定める証明書等の手数料が免除されます。

対象となる方

罹災証明書または被災証明書の交付を受けられた方

証明書

- ① 住民票(広域交付を含む。)及び戸籍謄抄本・戸籍附票の写しの交付
- ② 印鑑登録証及び印鑑登録証明書
- ③ 個人番号カード(マイナンバーカード)の再交付
- 4 所得課税証明書
- ⑤ 固定資産関係証明書
- ⑥ 納税証明書
- ⑦ その他、手数料条例に定める手数料

お手続き

■取扱窓口

①~③ : 市民課市民係
 ④ : 税務課諸税係
 ⑤ : 税務課資産税係
 ⑥ : 納税課納税係

■申請に必要なもの

罹災証明書または被災証明書(写しでも可)

■お問合せ先

◆1~3について

市民課市民係 0966-22-2111 (内線) 1211

◆④について

税務課諸税係 0966-22-2111 (内線) 1176

◆⑤について

税務課資産税係 0966-22-2111 (内線) 1172

◆⑥について

納税課納税係 0966-22-2111 (内線) 1164

教育委員会学校教育課

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助 (給食費、学用品費等)を行う就学援助制度を設けています。

対象となる方

人吉市内に住所を有しており、次のいずれかの要件に該当する世帯(所得要件有)

- ①生活保護の停止・廃止があった世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③個人事業税減免の世帯
- ④市町村民税減免の世帯
- ⑤固定資産税減免の世帯
- ⑥国民健康保険税免税の世帯
- ⑦国民年金保険料免除の世帯
- ⑧生活福祉資金を借りている世帯
- 9児童扶養手当の受給世帯
- ⑩収入が少ない、収入が不安定、長期療養や<u>災害など特別な事情</u>で生活が苦しく、学校費用の支払いに困っている世帯

申請期限

令和3年4月1日~令和4年2月28日

(審査で認定となった場合は、申請書提出日の翌月分からの支給となります。)

お手続き

■申請窓□

各小・中学校の事務室又は学校教育課

- ■申請に必要なもの
 - (1) 就学援助申込書
 - (2) 上記①~⑩の要件を確認できる書類 ※令和2年7月豪雨により被災されている場合は「罹災証明書」を添付
 - (3) 同居の方全員の記載がある所得課税証明書

■お問合せ先

学校教育課 0966-22-2111 (内線 5223) 月~金曜日(祝日除く) 【人吉市下城本町 1578 番地 1 カルチャーパレス 1 階】

福祉課児童福祉係

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている方で、 本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
 - ⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- 扶養義務者(同居の直系親族等)の所得制限により全部支給停止になっている方で、 当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
 - ⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- 住宅、家財
- 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋(店舗、工場、倉庫、納屋など)
- 機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く)

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。 申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。 詳しくは、福祉課児童福祉係へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

後日、災害を受けた年(令和2年)の所得について再確認を行います。 災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、 特例として支給された手当の一部又は全部を返還していただくこととなります。

お問合せ先

福祉課児童福祉係 0966-22-2111 (内線) 1145 • 1146

40 人吉市奨学金貸付金の返還の猶予

教育委員会教育総務課

人吉市奨学金貸付金を返還中の奨学生のうち、令和2年7月豪雨で住家を被災され返還が困難な方は、返還を猶予することができます。

※ 返還すべき元金が免除されるものではありません。

対象となる方

奨学生本人

お手続き

■提出書類

- 人吉市奨学金返還猶予申請書
- ・罹災証明書(※市区町村長が発行したもの。コピー可。)

■返還を猶予できる期間

令和2年7月豪雨が発生した日(令和2年7月4日)から1年以内の期間。

- ※ 入金済みの分は猶予の対象となりません。
- ※ 返還が困難な場合は早めの手続をお願いします。

■お問合せ先

教育総務課 0966-22-2111 (内線 5211)

41 「国の教育ローン」の災害特例措置

日本政策金融公庫

「国の教育ローン」について、令和2年7月豪雨により被害を受けたみなさまを対象 とした「災害特例措置」を実施。

災害特例措置の内容

罹災証明書等(※1)を受けた方を対象として、次の災害特例措置を実施します。

項目	災害特例措置の内容	
所得制限	子供2人以下の世帯年収(所得)上限額を990(790)万円に引き上げ	
返済期間	18年以内へ延長	

金利については、日本政策金融公庫にお尋ねください。

※1 罹災証明書等の原本を確認させていただきます。

■ 教育ローン その他の制度概要

貸付限度額: お子さま 1 人あたり 350 万円(自宅外通学、修業年限5年以上の大学 (昼間部)、大学院、海外留学は最大 450 万円)

融資対象となる教育施設:高校、短大、大学・大学院、専門学校、各種学校、予備

校、職業能力開発校、海外の高校、大学等

お使いみち:入学・在学のために必要となる1年間分の教育費(入学金、授業料、 施設設備費、受験にかかった費用、アパート等の敷金・家賃、通学費

用、教科書代、学習用品費、学生の国民年金保険料など)

保 証:公益財団法人 教育資金融資保証基金

取扱期間

令和4年3月31日までの融資

お手続き

日本政策金融公庫までお問い合わせください。

教育ローンコールセンター : 0570-008656

42 被災した施設等の復旧支援(なりわい再建支援補助金)



商工振興課商工係

令和2年7月豪雨により被災された中小企業者等の皆様の施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧経費の一部を補助するものです。原状回復(被災前の状態に戻す)に要する費用に対する助成を基本とし、原則、修繕費(修理費)が対象経費となります。

対象となる方

被災した事業者

申請期限

熊本県が随時公表

お手続き

■担当窓口

熊本県商工振興金融課企業復興支援班 人吉市役所商工振興課(人吉市まち・ひと・しごと総合交流館(くまりば)内)

■相談会場等

相談会場	中小企業大学校人吉校	人吉商工会議所	
予約受付番号※要予約	096-384-8880	0966-22-3101	
予約受付時間	午前9時~午後5時	午前9時~午後5時	
	月~金曜日(祝日除く)	月〜金曜日(祝日除く)	
相談時間	午前10時~午後4時 月~金曜日(祝日除く)	午前10時~午後4時 毎週火曜日(祝日除く)	

■お問合せ先

熊本県商工振興金融課企業復興支援班 096-384-8880 月~金曜日(祝日除く) 人吉市役所商工振興課 0966-22-2111(内線 5131) 月~金曜日(祝日除く)

43 農地等被災農業者の生活支援



被災農地等の復旧工事の工程等により当該年度の作付けができない被災農業者が、一時 的な借地や機械借り上げ等により営農を維持する場合に、必要な掛かり増し経費を助成し ます。

【支援対象】

令和2年7月豪雨発生後1年以内に作付けをするもので、令和2年産または令和3年産のものが対象です。(ただし、借地期間は原則1年以内とします。)

【支援対象経費】

復旧工事に係るほ場の代替耕作地の借地料、機械借り上げ・運搬経費等の掛かり増し経費を対象とし、10アール当たり22,000円を補助の上限とします。

対象となる方

令和2年7月豪雨で農地が被災し、次期作の作付け準備開始までに復旧工事等が終了しないため、借地による代替農地で営農を維持する農業者を対象とします。(ただし、被災前に貸借契約(利用権設定)していた農地が被災したことにより、被災後新たな農地を貸借契約(利用権設定)し、1年以内に作付けしたものを対象とします。)

申請期間

令和3年4月5日(月)~令和3年6月30日(水)

お手続き

■申請窓□

農業振興課農政係(人吉スポーツパレス2階 4番窓口)

■受付時間

午前8時30分~午後5時15分 月~金曜日(祝日除く)

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市農地等被災農業者生活支援事業補助金交付申請書
- (2) 復旧工事工区内の被災農地面積を確認できる資料
- (3) 借地面積を確認できる資料
- (4) 農家ごとの個票
- (5) 借地による営農維持支援に係る契約書(農地の貸借契約等の写し)
- (6) 作物作付けが確認できる資料

- (7) 人吉市農地等被災農業者生活支援事業実績報告書兼補助金請求書
- (8) 印鑑 (認印可、ただし朱肉使用のものに限ります。)

■お問合せ先

農業振興課農政係 0966-22-2111 (内線 5111) 月~金曜日 (祝日除く)

44 農地等自力復旧事業に対する補助



農林整備課農林整備係

令和2年7月豪雨で被災した農地・農業用施設のうち、国の災害復旧事業の対象とならない40万円未満の小災害で、農家が自力で行う(行った)復旧作業に要する経費の一部を支援します。

対象となる方

- 被災した農地の所有者又は耕作者
- ・被災した農業用施設の受益者・管理組合

申請期間

令和3年4月5日(月)~令和3年7月30日(金)

お手続き

■申請窓口

農林整備課(第2別館(スポーツパレス)2階 3番窓口)

■受付時間

午前8時30分~午後5時15分 月~金曜日(祝日除く)

■申請に必要なもの

- (1) 農地等自力復旧支援事業補助金交付申請書
- (2) 復旧工事費が積算できる書類(請求書、見積書、領収書など)
- (3) 復旧箇所位置図
- (4)被災箇所写真(復旧前)
- (5) 構成員名簿(複数人で1団体として申請する場合)

■お問合せ先

農林整備課 0966-22-2111 (内線 5123、5126) 月~金曜日(祝日除く)

45 被災浄化槽の土砂などの撤去



下水道課事業係

令和 2 年 7 月豪雨により被災した浄化槽で、内部に堆積した土砂などを撤去することで浄化槽が再び使用できるものについて、市で土砂などの撤去を行います。

対象となる方

・市内の住宅及び店舗等をお持ちの方で、浄化槽が被災された方

対象となる浄化槽

・被災前から使用していた単独浄化槽及び合併浄化槽で、令和2年7月豪雨で被災し内部 に土砂等などが堆積したもののうち、内部の土砂などを撤去すれば再び使用できる浄化 槽。浄化槽撤去を予定されている場合は対象となりません。

浄化槽が再び使用できるかどうかの判断

争化槽の維持管理契約をしている事業者の浄化槽管理士にご相談ください。

申請期間

令和3年4月1日~令和3年11月末

お手続き

■申請及び相談窓口

- 水道局下水道課(中神町字城本1345-1 人吉浄水苑内)
- ・ 人吉衛生設備管理(有)(合ノ原町417-2)作業受託業者

■受付時間

午前8時30分~午後5時15分 月~金曜日(祝日除く)

■申請に必要なもの

作業受託業者の人吉衛生設備管理(有)へ直接お問合せください。

■お問合せ先

水道局下水道課 0966-22-2111(内線 6123、6124)

月~金曜日(祝日除く)

人吉衛生設備管理(有) 0966-22-5200

月~金曜日(祝日除く)

46 被災浄化槽の改築(修繕)に対する補助



令和 2 年 7 月豪雨により被災した一般住宅や自治公民館の合併浄化槽を改築(修繕) される場合は、その改築(修繕)費用に対して補助を行います。

対象となる方

- ・公共下水道事業認可区域外にお住まいの方
- 公共下水道への接続が技術的にできない所にお住まいの方 (例…河川管理道路沿など)
- 市税を滞納していない方
- ※賃貸住宅、店舗等の営利を目的とする建物に設置している場合は対象外となります。

対象となる改築(修繕)内容

- ・ブロワーの交換、蓋の交換 など、合併浄化槽の本体に関する設備の修繕
- ※浄化槽本体への流入配管及び放流配管は対象になりません。
- ※既に改築(修繕)された方は、対象となりません。

補助額

市長が認める額

申請期間

令和3年4月1日~令和4年1月末

※申請から許可まで2週間から1か月程度かかります。

お手続き

■申請及び相談窓口

水道局下水道課(中神町字城本1345-1 人吉浄水苑内)

■受付時間

午前8時30分~午後5時15分 月~金曜日(祝日除く)

■申請に必要なもの

- (1) 補助金申請書
- (2) 改築に関する見積書
- (3) 改築の仕様が分かる構造図
- (4) 改築しようとする浄化槽の位置図

- (5)設置場所及び付近の見取図
- (6)被災状況写真及び設備の故障が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類
 - ・その他市長が必要と認める書類様式
 - ・住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - 誓約書
 - ・人吉市税に滞納が無い事を証する証明書
 - ・その他、提出するよう求められたもの

■お問合せ先

水道局下水道課 0966-22-2111 (内線 6123、6124) 月~金曜日(祝日除く)

47 浄化槽の設置に対する補助



下水道課事業係

一般家庭の住宅や自治公民館を再建する目的で合併浄化槽を設置される場合、人吉市浄 化槽設置整備事業補助金が利用できます。

対象となる方

- ・公共下水道事業認可区域外にお住まいの方
- ・公共下水道への接続が技術的にできない所にお住まいの方 (例…河川管理道路沿など)
- 市税を滞納していない方
- ※小規模店舗付き住宅の場合は、居住面積相当分が補助対象となります。

補助額

(円)

	(1)	(2)	(3)	(4)	補助金合計
人槽	補助金額	単独浄化	汲取•単独浄化槽	市内事業者	(すべて加算
	(基本額)	槽を撤去	からの転換	加算	できた場合)
5	332,000		216,000		688,000
7	414,000	90,000	257,000	50,000	811,000
10以上	548,000		324,000		1,012,000

- ※合併浄化槽の新設及び合併浄化槽から合併浄化槽への更新の場合は、基本額のみの補助と なります。
- ※日本工業規格により人槽が決められます。居住人員二人槽ではありません。
 - 5人槽=延床面積130㎡以下 7人槽=延床面積130㎡超 10人槽=2世帯住宅となります。専用住宅については、延床面積が130㎡超であっても使用実態によっては5人槽への緩和ができます。

自治公民館の場合は、人槽算定の計算方法が異なりますので、ご相談ください。

申請方法

浄化槽工事を施工する業者を通じて「浄化槽設置届出」及び「補助金申請書」などを提出してください。

申請期間

令和3年4月1日~令和4年2月末

お手続き

■申請及び相談窓口

水道局下水道課(中神町字城本1345-1 人吉浄水苑内)

■受付時間

午前8時30分~午後5時15分 月~金曜日(祝日除く)

■申請に必要なもの

- (1)補助金申請書
- (2)審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、浄化槽付建売住宅の購入契約書の写し又は建築確認通知書の写し
- (3) 設置場所及び附近の見取図(位置図、配置図、排水経路、浄化槽埋設図)
- (4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 浄化槽設置費の見積書又は計算書(内訳が分かること)
- (6) その他市長が必要と認める書類
 - その他市長が必要と認める書類様式
 - 保証登録証(市町村用)[熊本県浄化槽協会]
 - 工場生產淨化槽認定書類
 - 登録浄化槽管理票(C票)
 - 登録証(全国浄化槽推進市町村協議会)の写し
 - 争化槽設備士免状(昭和62年以前取得の方は特別講習会終了証も)の写し
 - 誓約書
 - 人吉市税に滞納が無い事を証する証明書
 - その他、提出するよう求められたもの

■お問合せ先

水道局下水道課 0966-22-2111 (内線 6123、6124) 月~金曜日(祝日除く)

48 宅地内堆積土砂等を自費で撤去された方への償還



道路河川課 環境課

令和2年7月豪雨災害によって宅地内(事業所含む)に流入した土砂又は、土砂混じりがれきを、既に自費で撤去された方を対象に費用償還を行うものです。ただし、本市が算定した基準に基づくため、撤去に要した費用の全額を償還することが出来ない場合があります。

対象となる方

・令和2年7月4日(土)災害発生後から令和2年7月31日(金)までに工事業者等と契約し、すでに自費で撤去された方 ※本制度では、農地は対象外となります。

■受付期間

・申請受付期間:令和3年6月1日(火)から令和3年6月30日(水)(平日のみ)

※申請受付は、事前に電話での予約が必要です。

事前予約は令和3年5月17日(月)から令和3年6月18日(金)まで、受付けます。

- 予約受付時間:午前9時~午後4時 〈平日のみ〉
- 予約連絡先:市環境課 0966-22-2111(内線 2712)

■申請受付場所

スポーツパレス東側プレハブ2階(環境課内)

申請受付に必要な書類

- ①申請書《様式1》
- ②申請者の身分証明書(写真付き)の写し(写真なしの場合は2種類の写し)
- ③敷地配置図(撤去範囲を明記。手書き可。様式以外も可。) 《費用償還 堆積土砂及び土砂混じりがれき 添付書類1》
- ④状況写真(撤去前・作業中・撤去後)(様式以外も可。) 《費用償還 堆積土砂又は土砂混じりがれき 添付書類2》
- ⑤撤去に係る契約書の写し
- ⑥撤去費用に関する領収書の写し
- (7)撤去等工事に関する内訳が分かるものの写し(工事内訳明細など)
- 8登記事項証明書

※委任状、印鑑登録証明書(申請者と費用負担者が異なる場合) 《費用償還 堆積土砂又は土砂混じりがれき 添付書類3》

■お問合せ先

代表電話番号 0966-22-2111 月~金曜日(祝日除く)

道路河川課建設係(第2別館2階) (内線 2413)

環境課廃棄物対策係(スポーツパレス東側プレハブ2階) (内線 2712)

49 消費生活相談

市民課くらし安心相談係(人吉市消費生活センター)

令和2年7月豪雨に伴い、賃貸アパートからの退去、家屋修理工事等その他の事業者 とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

• 人吉市消費生活センター(市民課くらし安心相談係)

0966-22-2111 (内線 1215 • 1216)

(平日:午前8時30分~午後5時)

- ※人吉市消費生活センターでは、消費生活相談以外の相談も受け付けています。どこに相談していいかわからないお困りごとがありましたら、ひとりで悩まず、なんでもご相談ください。
- 消費者ホットライン 局番なしの188番(原則毎日 ※土日祝日含む)

保健センター

令和 2 年 7 月豪雨で、被害にあわれた方や不幸にして亡くなられた方に近しい方々に も、様々な心の不調がでることがあります。

以下の電話番号でご相談を受け付けております。

電話相談窓口

熊本県精神保健福祉センター

096-386-1161 (平日 午前9時~午後4時)

■その他の電話相談窓口

・熊本こころの電話

096-285-6688 〈年中無休:午前10時~午後6時30分〉

・熊本いのちの電話

096-353-4343 〈年中無休:24時間〉

0120-738-556 〈毎月10日はフリーダイヤルで実施:午前8時~翌朝8時〉

・よりそいホットライン

0120-279-338 〈年中無休:24時間〉

51 被災者支援無料法律相談窓口

市民課くらし安心相談係(人吉市消費生活センター)

熊本県弁護士会において、令和2年7月豪雨で被災された市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料法律相談窓口が設置されています。

■相談の具体例

- ローンが残った住宅や車が被災し、その修繕や建設のためのローン問題
- 賃貸マンション、アパートが被災したことによる退去に関するトラブル
- 被災した住宅の片付けや修繕等に関する契約トラブル

対象となる方

人吉市及び球磨郡にお住まいの方

受付窓口

市役所市民課くらし安心相談係(人吉市消費生活センター)

相談会場

人吉市消費生活センター(市役所西間別館2階 市民課くらし安心相談係)

■相談日

毎月第2・第4火曜日(祝日除く)(令和3年9月28日までの予定)

■時間

午後1時から午後4時まで ※ 相談時間は、1人25分です。

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が面談によりお答えします。(予約制) ※下記の電話番号へ電話で予約してください。

※当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

電話番号 0966-22-2111 (内線 1215・1216) 【平日午前 8 時 30 分~午後 5 時】

52 令和2年7月豪雨関連法律相談窓口

市民課くらし安心相談係(人吉市消費生活センター)

※65ページ「51 被災者支援無料法律相談窓口」にて対応しています。

T868-8601

熊本県人吉市下城本町 1578 番地 1 人吉市カルチャーパレス 2階

人吉市復興局復興支援課まちづくり推進係

TEL: 0966-22-2111

E-mail: fukkousien@hitoyoshi.kumamoto.jp